

V 滞 納 整 理

2. 不納欠損処理状況

(単位：千円・件)

区 分	滞納処分の停止に附さずに時効完成したもの 〔 地方税法第18条第1項該当 〕		滞納処分の停止決議のもので期間満了に先だって時効完成したもの 〔 地方税法第18条第1項該当 〕		滞納処分の停止決議のもので期間満了したもの 〔 地方税法第15条の7第4項該当 〕		滞納処分の停止決議のもので納税義務の即時消滅のもの 〔 地方税法第15条の7第5項該当 〕		計	
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
平成 30 年 度	21,619	2,910	314,707	24,039	1,198,963	64,183	146,960	2,798	1,682,249	93,930
令和 元 年 度	13,926	1,824	211,259	16,558	954,433	60,385	60,536	2,646	1,240,154	81,413
令和 2 年 度	14,891	1,641	149,396	11,150	571,160	35,863	71,270	3,048	806,717	51,702
令和 3 年 度	10,013	1,294	170,443	10,749	613,068	28,136	55,258	1,572	848,782	41,751
令和 4 年 度	9,961	1,321	149,372	12,234	715,290	34,876	146,637	1,168	1,021,260	49,599
市 民 税	4,917	536	127,611	9,201	649,606	28,415	118,764	870	900,898	39,022
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	4,169	600	11,750	1,041	48,546	2,332	25,267	199	89,732	4,172
そ の 他 の 税	875	185	10,011	1,992	17,138	4,129	2,606	99	30,630	6,405